

IV

新たに適用される主なIFRS等も整理 在外子会社等の 会計処理のポイント

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 三宮 朋広

●在外子会社等ではIFRS 16号「リース」等が新たに原則適用となる。

●2019年改正実務対応報告18号では、IFRS 16号「リース」については新たな修正項目としないことが明確化されている。

●実務対応報告18号の当面の取扱いを適用している場合であっても、在外子会社等で適用したIFRS 16号「リース」に関連する表示および開示について検討する必要がある。

のポイントとして、まず、在外子会社等の現地決算において新たに適用される会計基準の内容を把握したうえで、親会社に報告される連結パッケージにどのような取り込まれるのかを検討することが挙げられる。次に親会社の連結決算上、実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当

面の取扱い」以下、「実務対応報告18号」という等の改正内容を踏まえ、どのように修正する必要があるのか、そして、最後に親会社の連結財務諸表の表示および注記にどのような影響があるのかを把握することが考えられる。

本稿では、このような観点から在外子会社等の会計処理および開示について整理したうえで、親会社の連結決算上の留意点について解説する。

在外子会社等で新たに適用される主なIFRSおよび米国会計基準

在外子会社等で2019年12月決算に新たに適用されるIFRSの主なものは、図表1のとおりである。

会計処理については、すでに第1四半期決算で検討済みであるかと思われるが、一般的に実務上影響があると予想される、IFRS 16号「リース」(以下、「IFRS 16号」という)およびIFRIC解釈指針23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」(以下、「IFRIC 23号」という)について、年度末の開示等を含め、確認のため、あらためてその概要について解説する。

米国会計基準ではPublic

business entityとPrivate company等では強制適用時期は異なり、2019年12月期にリース基準(ASU 2016-02(トピック842))が適用されるのはPublic business entityである。在外子会社の場合、Public business entityに該当しないケースが多く、2019年12月期の日本の親会社では影響が大きくないと考えられることから本稿では触れていない。

また、「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」のPrivate companyでの適用時期は、2018年12月15日以降開始する事業年度であり、2019年12月決算会社には原則適用されるが、内容としては、IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」と文言レベルでおおむね同一の基準となっており、IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」については、すでに多くの解説が示されていることから、本稿では触れないこととする。

なお、図表2に記載のとおり、2019年11月15日に、FASBは一部の基準について適用日の延期を公表しているので、今後の基準の適用予定に留意する必要がある。

はじめに

在外子会社等がある場合の決算で